

港区特別区税条例新旧対照表（第一条関係）

改 正 案

現 行

<p>(前略)</p> <p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第十一条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第二号に該当する者にあつては、第三十五条の二の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第十八条 所得割の納税義務者が法第三百十四条の二第一項の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第一項及び第三項か</p>	<p>(前略)</p> <p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第十一条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第二号に該当する者にあつては、第三十五条の二の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第十八条 所得割の納税義務者が法第三百十四条の二第一項の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第一項及び第三項か</p>
---	---

ら第十一項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(中略)

(区民税の申告)

第二十二條 第十条第一号に掲げる者は、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七條の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八條の九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第二條第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）

ら第十二項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第二項、第七項及び第十二項の規定により基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(中略)

(区民税の申告)

第二十二條 第十条第一号に掲げる者は、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七條の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八條の九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第二條第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）

若しくは法第三百十四條の二第四項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三條第八項に規定する純損失の金額の控除、同條第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十二條の二の規定により控除すべき金額（以下この條において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この條において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）並びに第十一條第二項に規定する者（地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三號。以下「施行規則」という。）第二條の二第一項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

259 (略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第二十三條の二 所得税法第九十四條第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この條において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この條において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一・二 (略)

若しくは法第三百十四條の二第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三條第八項に規定する純損失の金額の控除、同條第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十二條の二の規定により控除すべき金額（以下この條において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この條において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）並びに第十一條第二項に規定する者（地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三號。以下「施行規則」という。）第二條の二第一項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

259 (略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第二十三條の二 所得税法第九十四條第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この條において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この條において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

三 (略)

255 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第二十三条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有するもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 (略)

255 (略)

四 (略)

255 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第二十三条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有するもの若しくは単身児童扶養者であるもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、
その旨

四 (略)

255 (略)

(中略)

(たばこ税の課税標準)

第四十八条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

区分	重量
一 喫煙用の製造たばこ	
イ 葉巻たばこ	一グラム
ロ パイプたばこ	一グラム
ハ 刻みたばこ	二グラム
ニ かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かぎ用の製造たばこ	二グラム

3 (略)

4 第二項の表の上欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重

(中略)

(たばこ税の課税標準)

第四十八条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

区分	重量
一 喫煙用の製造たばこ	
イ 葉巻たばこ	一グラム
ロ パイプたばこ	一グラム
ハ 刻みたばこ	二グラム
ニ かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かぎ用の製造たばこ	二グラム

3 (略)

4 第二項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計

量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第四十六条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5
10 (略)

(中略)

(たばこ税の課税免除)

第五十条 (略)

- 2| 前項(法第四百六十九条第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第一項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第五十条の第三項又は第二項の規定による申告書に前項(法第四百六十九条第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第十六条の二の三第一項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。
- 3| 第一項(法第四百六十九条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第十六条の二の三第二項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4| (略)

算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第四十六条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5
10 (略)

(中略)

(たばこ税の課税免除)

第五十条 (略)

- 2| 前項の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第十六条の二の三に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3| (略)

(中略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第五十条の三 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第五十条第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第三十四号の様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第五十条第三項に規定する書類及び次条第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第十六号の様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(中略)

(中略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第五十条の三 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第五十条第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第三十四号の様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第五十条第二項に規定する書類及び次条第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第十六号の様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(中略)

付 則

(中略)

(延滞金の割合の特例)

第二条の二 当分の間、第八条、第三十条第二項、第三十五条の十二第二項、第三十五条の十四第二項、第五十条の三第五項及び第五十一条第二項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合)(租税特別措置法第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては、当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

(中略)

付 則

(中略)

(延滞金の割合の特例)

第二条の二 当分の間、第八条、第三十条第二項、第三十五条の十二第二項、第三十五条の十四第二項、第五十条の三第五項及び第五十一条第二項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

(中略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第四条 昭和五十七年度から令和六年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第六条第四項に規定する場合において、第二十二条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで）に提出されたもの及びその時まで提出された第二十三条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(中略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第五条の四 (略)

2 法第四百五十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間（付

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第四条 昭和五十七年度から令和三年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第六条第四項に規定する場合において、第二十二条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで）に提出されたもの及びその時まで提出された第二十三条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(中略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第五条の四 (略)

2 法第四百五十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間（付則

則第五条の七第三項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第三十七条の二の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 (略)

(中略)

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第一号の規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の百分の三に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2・3 (略)

第五条の七第三項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第三十七条の二の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 (略)

(中略)

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第一号の規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の百分の三に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の特例)

第十一条 昭和六十三年から令和五年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年から令和五年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の特例)

第十一条 昭和六十三年から令和二年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年から令和二年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税

の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第三十四条の第二十項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで、第三十七条の八又は第三十七条の九の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（中略）

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第十六条（略）

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第十七条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第五条第四項に規定する指定行事のうち、区長が指

の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第三十四条の第二十項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで、第三十七条の八又は第三十七条の九の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（中略）

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第十六条（略）

定するものの中若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第一項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第六十条第四項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第三百十四条の七第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第二十条の二の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第十八条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における付則第三条の五の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。付則第三条第一項において同じ。）及び第三条の規定並びに付則第三条第一項、第四項及び第五項の規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例第四十八条第二項にただし書を加え

る改正規定及び同条第四項の改正規定並びに付則第四条の規定
令和二年十月一日

三 第一条中港区特別区税条例第十一条第一項第二号、第十八条及び第二十二條第一項ただし書の改正規定並びに同条例付則第二条の二、第十条第一項及び第十一条第三項の改正規定並びに同条例付則に二条を加える改正規定並びに次条並びに付則第三条第二項及び第三項の規定 令和三年一月一日

四 第二条及び付則第五条の規定 令和三年十月一日

(延滞金に関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例(以下「令和三年新条例」という。)付則第二条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(区民税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の港区特別区税条例(以下「新条例」という。)の規定中区民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 令和三年新条例第十一条第一項第二号、第十八条及び第二十二條第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の区民税について適用し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3| 令和三年度分の区民税に係る申告書の提出に係る令和三年新条例第二十二條第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦（旧法第三百四十四條の二第三項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第二百九十二条第一項第十二号に規定する寡夫である第十條第一号に掲げる者に係るものを除く。）とする。」とする。

4| 新条例第二十三條の二第一項の規定は、付則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び新条例第二十三條の二第二項に規定する申告書について適用する。

5| 新条例第二十三條の三第一項の規定は、付則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三條の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三條の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第二十三條の三第一項に規定する申告書について適用する。

（たばこ税に関する経過措置）

第四條 付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前

の例による。

第五条 付則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

港区特別区税条例新旧対照表(第二条関係)

改正案

改正前

				<p>(前略)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が一グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。</p>
	区分		重量	
	一 喫煙用の製造たばこ			
	イ 葉巻たばこ		一グラム	
	ロ パイプたばこ		一グラム	
	ハ 刻みたばこ		二グラム	
	二 かみ用の製造たばこ		二グラム	
	三 かぎ用の製造たばこ		二グラム	
				<p>(前略)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。</p>
	区分		重量	
	一 喫煙用の製造たばこ			
	イ 葉巻たばこ		一グラム	
	ロ パイプたばこ		一グラム	
	ハ 刻みたばこ		二グラム	
	二 かみ用の製造たばこ		二グラム	
	三 かぎ用の製造たばこ		二グラム	

3
10
(略)

(後略)

付則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。付則第三条第一項において同じ。)及び第三条の規定並びに付則第三条第一項、第四項及び第五項の規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例第四十八条第二項にただし書を加える改正規定及び同条第四項の改正規定並びに付則第四条の規定 令和二年十月一日

三 第一条中港区特別区税条例第十一条第一項第二号、第十八条及び第二十二條第一項ただし書の改正規定並びに同条例付則第二条の二、第十条第一項及び第十一条第三項の改正規定並びに同条例付則に二条を加える改正規定並びに次条並びに付則第三条第二項及び第三項の規定 令和三年一月一日

四 第二条及び付則第五条の規定 令和三年十月一日

3
10
(略)

(後略)

(延滞金に関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例(以下「令和三年新条例」という。)付則第二条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(区民税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の港区特別区税条例(以下「新条例」という。)の規定中区民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2| 令和三年新条例第十一条第一項第二号、第十八条及び第二十二條第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の区民税について適用し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3| 令和三年度分の区民税に係る申告書の提出に係る令和三年新条例第二十二條第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第一条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。))第二百九十二條第一項第十一号に規定する寡婦(旧法第三百十四條の二第三項の規定に該当するものに限る。))又は旧法第二百九十二條第一項第十二号に規定する寡夫である第十條第一号に掲げる者に係るものを除く。」

とする。

4 新条例第二十三条の二第一項の規定は、付則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び新条例第二十三条の二第二項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第二十三条の三第一項の規定は、付則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第二十三条の三第一項に規定する申告書について適用する。

（たばこ税に関する経過措置）

第四条 付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

第五条 付則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

港区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年港区条例第四号）新旧対照表（第三条関係）

改正案	現行
<p>（港区特別区税条例の一部改正）</p> <p>第一条 港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。）から第四条まで並びに次条及び付則第五条の規定 公布の日</p> <p>二（略）</p>	<p>（港区特別区税条例の一部改正）</p> <p>第一条 港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十一条第一項第二号中「又は寡夫」を、「寡夫又は单身児童扶養者」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条（次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。）から第四条まで並びに次条及び付則第五条の規定 公布の日</p> <p>二（略）</p> <p>三 第一条中港区特別区税条例第十一条の改正規定及び付則第四条の規定 令和三年一月一日</p>

(中略)

第四条 削除

(後略)

付則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。付則第三条第一項において同じ。）及び第三条の規定並びに付則第三条第一項、第四項及び第五項の規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例第四十八条第二項にただし書を加える改正規定及び同条第四項の改正規定並びに付則第四条の規定 令和二年十月一日

三 第一条中港区特別区税条例第十一条第一項第二号、第十八条及び第二十二条第一項ただし書の改正規定並びに同条例付則第二条の二、第十条第一項及び第十一条第三項の改正規定並びに同条例

(中略)

第四条 付則第一条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例第十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の区民税について適用し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(後略)

付則に二条を加える改正規定並びに次条並びに付則第三条第二項及び第三項の規定 令和三年一月一日

四 第二条及び付則第五条の規定 令和三年十月一日

(延滞金に関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例(以下「令和三年新条例」という。)付則第二条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(区民税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の港区特別区税条例(以下「新条例」という。)の規定中区民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 令和三年新条例第十一条第一項第二号、第十八条及び第二十二條第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の区民税について適用し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 令和三年度分の区民税に係る申告書の提出に係る令和三年新条例第二十二條第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第一条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。))第二百九十二條第一項第十一号に規定する寡婦(旧法第三百十四條の二第三項の規

定に該当するものに限る。）又は旧法第二百九十二条第一項第十二号に規定する寡夫である第十条第一号に掲げる者に係るものを除くとする。

4 新条例第二十三条の二第一項の規定は、付則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び新条例第二十三条の二第二項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第二十三条の三第一項の規定は、付則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第二十三条の三第一項に規定する申告書について適用する。

（たばこ税に関する経過措置）

第四条 付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

第五条 付則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。